

岐南工業高等学校 いじめ防止基本方針

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下、法という）を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第 2 条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こり得る」という認識の下、危機感をもって未然防止に努め、けんかやふざけ合いの中や見えない所で被害が発生している場合も想定して、事実・経緯や背景の調査を十分に行い、早期発見・早期対応に努める。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、強要されたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる、等。

(3) いじめ防止の基本姿勢

- ・いじめ指導三原則「するを許さず、されるを責めず、第三者なし」の考え方を徹底するとともに、思いやりの心をはぐくむ教育を推進する。
- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止・早期発見・早期対応に努める。
- ・謝罪等をもって解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる集団形成を目指す。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

(4) 校務分掌における方針等

【学校全体】

- ・能力や容姿等で差別せず、お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・地域貢献やボランティア活動等を推進し、生徒の豊かな情操や道徳心を育てる。
- ・いじめに係る教職員の研修等を開催する。
- ・学校いじめ防止基本方針をホームページへ掲載し、保護者や地域住民がその内容を安易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度の開始時に生徒、保護者等に説明する。

【生徒指導部】

- ・時間の厳守や学校生活に向き合う姿勢、他者に対する姿勢（発言の仕方や聞き方等含む）の指導により、社会性の育成や集団作りに努める。
- ・「いじめ実態調査」（生活実態調査や迷惑調査等）を年間3回実施し状況を把握するとともに、調査結果を全教職員で共有し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応の資料とする。
- ・年間5回の懇談（2者懇談3回・3者懇談2回）を実施し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応をはかる。
- ・教育相談体制を整え、教職員の対応力向上のための職員研修を主管する。
- ・心理検査等を実施し、その結果を有効に活用できるよう職員研修を実施する。
- ・情報モラルに関する指導を定期的実施し、携帯電話の使用に関するルールとマナーを徹底し、トラブルの未然防止に努める。
- ・MSリーダーズ活動等の社会貢献活動への参加により、社会の一員としての自覚を醸成する。
- ・外部機関（警察、病院、子ども相談センター、市役所福祉課等）との連携を図る。

【教務部】

- ・教科指導では授業規律を整えるとともに、ICTを活用したアクティブラーニングを推進し、わかる授業を確立する。
- ・授業を担当する全ての教職員が公開授業を実施し、互いの授業を参観し合う機会を設ける。
- ・補習等の実施により、個人の基礎学力をつけさせ学習意欲の向上を図る。

【進路指導部】

- ・進路目標の早期指導等により、高校3年間の方向付けや目的意識を育成する。
- ・インターンシップや社会体験学習により社会における規律・マナーを習得させる。
- ・互いの個性や進路選択を尊重する態度を育てる。

【特活部】

- ・HR活動の工夫により、生徒間のコミュニケーション力を育成する。
- ・学校行事等の集団的な活動を通して道徳心や倫理観を育成するとともに、全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。

- ・生徒会活動による人権やいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。

【渉外部】

- ・PTA総会や学年保護者集会等で本校のいじめ防止対策等について説明し理解協力を求める。
- ・PTAや保護者会等でのいじめ防止に向けた活動を推進する。
- ・いじめ問題について地域、家庭が連携した対策を推進する。

【分掌間の連携・各会議における情報共有】

- ・職員会議・主任会議・学年会議・科別会議・分掌別会議での連携により、情報共有をはかり、いじめの未然防止や早期発見・早期対応をはかるとともに、いじめ解消後についても情報交換に心がける。

【保護者との情報交換】

- ・三者懇談をはじめ、保護者が学校（担任、部顧問等）に相談、報告できる雰囲気を作る。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、以下の委員会を組織する。

[組織の名称]

いじめ防止等対策協議会

[組織の構成員]

弁護士、臨床心理士《スクールカウンセラー》、社会福祉士、地域代表《自治会長》、保護者代表《PTA会長》、校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、教育相談コーディネーター、各学科主任、必要に応じ学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導者等

[組織の運営]

年2回（6月と1月）開催し、いじめ防止に対する取組等について第三者から意見をいただき見直しを図る。

(2) 『学校いじめ防止プログラム』

いじめに向かわない態度や能力の育成と、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりのために、いじめに関するアンケートの実施等を柱とした「学校いじめ防止プログラム」を以下のとおり定める。

『学校いじめ防止プログラム』

月	行 事	取 組 内 容
4	始業式・入学式 二者面談① 1年 TK式M2-DV+検査 1年 学校生活アンケート 2年・3年SKK式クレペリン検査	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止の年間計画と学校の方針・対応の確認 ・生徒の生活状況や問題意識等の確認 ・検査により生徒の「内面の理解」、「生徒の成長」に関わる具体的な指導法や援助の手掛かりを探る ・生徒一人ひとりの性格や心の状態を科学的に解析し、心の様子や対応方法の手立てを考える。
5	第1回人権教育推進委員会 いじめチェックシート（全学年）	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育の基本方針及び推進計画 ・いじめ方針についての認識の確認（全校）
6	第1回いじめ防止等対策協議会 第1回いじめに関するアンケート (4～6月)	<ul style="list-style-type: none"> ・本校のいじめ防止基本方針の確認 ・いじめ防止の年間の取組について検討
7	三者面談① SOSの出し方に関する教育(講話)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回いじめに関するアンケート（県）(4～6月) 報告 ・学校生活の報告と家庭生活の状況確認 ・スクールカウンセラーからSOSの出し方について
8	家庭電話連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の生活確認・2学期、スタート時の適応指導
9	二者面談② 校内いじめ防止職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の生活状況や問題意識等の確認 ・夏季休業明けの生徒情報交換会（学年会等）
10	第2回人権教育推進委員会 全校人権集会 職員研修 職員会議報告 第2回いじめに関するアンケート (7～10月)	<ul style="list-style-type: none"> ・全校人権集会で行う研修の選定 ・全校（生徒・職員）研修 ・教育的立場に立った生徒支援の在り方の研修 ・いじめ迷惑アンケートの職員報告
11		<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめに関するアンケート（県）(7～10月) 報告
12	三者面談②	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活の報告と家庭生活の状況確認
1	二者面談③ 第2回いじめ防止等対策協議会 第3回いじめに関するアンケート (11～1月)	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の生活状況や問題意識等の確認 ・いじめ防止の年間の取組みの検証と課題・報告 ・第3回いじめに関するアンケート（県）(11～1月) 報告
2	第3回人権教育推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止の年間の取組みの検証と反省
3	職員会議	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の反省

3 いじめ問題発生時の対処

法：第23条

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(1) いじめ問題発生時の対応

〔組織対応〕

- ・教職員はいじめを疑われる情報を得た場合、速やかに管理職や生徒指導部（教育相談）に報告し、組織的な対応につなげる。

〔対応順序〕

- ・被害者、加害者の事実関係や経緯・背景の把握（詳細かつ正確に複数の教員が関係生徒から個別に聞き取る）
- ・周囲で見聞きした生徒や事情を知っている生徒に対しても聞き取り調査
- ・被害生徒のケア（必要に応じて専門家に要請する）
- ・加害生徒の指導やケア（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ・保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）
- ・経過の見守り（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）

- ・必要に応じ県教委へ連絡・報告等を行う（学校長が県教委に経過、背景、対応、結果等を報告）

[いじめの対処について]

これらの適切な対処等のあり方について、後述の「いじめ対応フロー図」に準拠して実施する。

(2) いじめ「解消」の判断について

[いじめに関わる行為が止んでいること]

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること、少なくとも3ヶ月を目安とする。（被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断された場合は、より長期の期間を設定するものとする。）

[被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと]

いじめに関わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。この場合、事案に応じて外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

※問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものでないことを理解し、生徒の人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消となる。

(3) 「重大事態」と判断された時の対応

法：第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校や教職員が持つ情報により「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」などと先入観を持つことが決して無いよう、申し出側の心情にしっかりと寄り添うとともに、学校が把握していない極めて重要な詳細かつ具体的な情報を収集するよう慎重に聞き取りや調査等に当たる。

[対応順序]

- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。

[学校主体による調査組織の編成]

- ・管理職を中心に当該案件に関わる教職員を整理するとともに、外部との連絡窓口を一本化（原則として教頭）する。
- ・状況に応じていじめ防止等対策検討会議を開催し、外部委員の意見を参考にする。その際、同会議の構成員に、さらに必要な第三者（臨床心理士、弁護士や警察関係者など）を県教委に協議の上で加えることができるものとする。メンバーは当該案件と人間関係や利害関係を有しないものとし、公平性、中立性の保持に努める。※第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。

[学校主体による調査における注意事項]

- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り指示を仰ぐ。
- ・生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を理由に説明を怠ることがないようにする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・学校にとって不都合なことがあったとしても、事実真挚な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。
- ・調査結果は県教委に報告する。
- ・調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

4 個人情報等の取扱い

(1) 個人調査データについて

生徒の個人調査データ（心理検査、いじめ調査、迷惑調査等）の原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録と並び保存期間を卒業後5年間とする。

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し生徒指導に積極的に利用する。

《参考資料》

- ※ 「いじめ防止 これだけは！」（平成24年9月配布 岐阜県教育委員会）
- ※ 「子どもの目線に立つ～学力向上に向けた授業改善のために～」
（平成25年11月配布 岐阜県教育委員会）参照
- ※ 「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」
（平成25年5月22日配布 岐阜県教育委員会学校支援課）
- ※ 「生徒指導リーフ」増刊号 Leaves. 1 いじめのない学校づくり、学校いじめ防止基本方針策定Q&A （平成25年11月発行 国立教育政策研究所）
- ※ 「生徒指導リーフ」Leaf 4 いじめアンケート
（平成24年6月発行 国立教育政策研究所）
- ※ 「生徒指導リーフ」Leaf 7 いじめの理解
（平成24年9月発行 国立教育政策研究所）
- ※ 「生徒指導リーフ」Leaf 8 いじめの未然防止Ⅰ
（平成24年9月発行 国立教育政策研究所）
- ※ 「生徒指導リーフ」Leaf 9 いじめの未然防止Ⅱ
（平成24年9月発行 国立教育政策研究所）
- ※ 「生徒指導リーフ」Leaf 10 いじめと暴力
（平成25年1月発行 国立教育政策研究所）
- ※ 「生徒指導リーフ」Leaf 11 いじめの認知件数
（平成25年1月発行 国立教育政策研究所）
- ※ 「生徒指導リーフ」Leaf 12 学校と警察との連携
（平成25年1月発行 国立教育政策研究所）
- ※ 「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について（依頼）」
（学支第479号平成23年6月13日 岐阜県教育委員会学校支援課）
- ※ 「生徒指導提要」（平成22年3月 文部科学省）
- ※ 「生徒指導に関する危機対応ガイドライン」
（平成24年3月 岐阜県高等学校生徒指導研究会）
- ※ 「生徒指導に関する危機対応ガイドライン」改訂版
（平成27年6月 岐阜県高等学校生徒指導研究会）
- ※ 「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針」
（平成29年8月22日改定）
- ※ 「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針」
（令和3年4月1日改定）
- ※ 「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針」
（令和7年4月1日改定）

＜いじめ対応フロー図＞ 岐南工業高等学校

